

# 平成 19 年第 5 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 19 年 7 月 27 日第 5 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の出席議員（ 23 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
10 番	加 藤 照 美	11 番	佐々木 弘 志
12 番	村 上 次 郎	13 番	菊 地 衛
14 番	佐々木 清 勝	15 番	榊 原 均
16 番	竹 内 賢	17 番	佐 藤 元
18 番	斎 藤 修 市	19 番	佐々木 平 嗣
20 番	池 田 甚 一	21 番	本 藤 敏 夫
22 番	佐々木 正 己	23 番	山 田 明
24 番	竹 内 睦 夫		

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

9 番	伊 藤 知
-----	-------

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	竹内 享一	議事調査係長	佐藤 正之
主査	佐々木 美佳		

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山 忠長	副市長	横山 昭
教育長	三浦 博	企業管理者	佐々木 勝利
総務部長	佐藤 好文	市民部長	池田 史郎
健康福祉部長	笹森 和雄	産業部長	岩井 敏一
建設部長	金子 則之	教育次長	小柳 伸光
ガス水道局長	須田 登美雄	消防長	中津 博行
総務部総務課長	齋藤 隆一	財政課長	森 鉄也
教育委員会総務課長	阿部 均		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第 1 号

平成 19 年 7 月 27 日（金曜日）午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 74 号 平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 議提第 12 号 まちづくり交付金事業調査特別委員会設置に関する決議

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第 1 号に同じ

午前 10 時 00 分 開 会

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は 23 人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから平成 19 年第 5 回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 79 条の規定によって、19 番佐々木平嗣議員、20 番池田甚一議員を指名します。

次に、日程第 2、会期決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。3番市川雄次議会運営委員長。

【議会運営委員長（3番市川雄次君）登壇】

議会運営委員長（市川雄次君） おはようございます。

先日、7月23日月曜日、午前10時より議会運営委員会を開いております。臨時会の会期につきましては、提案されておりますように本日1日限りということで議会運営委員会では決しております。以上です。

議長（竹内睦夫君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。会期は議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、議案第74号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。議員の皆さんには、臨時会への御参集、大変ありがとうございます。

それでは、提案しております議案の要旨について御説明いたします。

議案第74号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,893万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億943万9,000円と定めるものでございます。

補正予算の主な内容としては、TDK硬式野球部が2年連続10度目の都市対抗野球本大会への出場を果たし、二連覇を目指すことになりましたので、昨年と同様に、東京ドームへ市民の応援団を派遣して、選手の皆さんを激励したいので、関連予算として1,250万8,000円を計上しております。

また、仁賀保中学校建替事業における地質調査委託料、校舎等の基本設計及び実施設計業務委託料、並びに建設用地造成工事のための事業費等として1億642万5,000円を計上しております。

以上、議案の要旨について御説明申し上げましたが、補足説明については担当の部課長などが行いますので、よろしく御審議をいただきまして、可決決定くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これから担当部長の補足説明を行います。初めに、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） それでは、議案第74号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。4ページをお開きください。

第2表地方債の補正は、仁賀保中学校建替事業の起債の限度額を6,990万円増額しまして7,230万円とするものでございます。

7 ページをお開きください。歳入の 18 款 2 項 3 目仁賀保中学校建設基金繰入金については、今回、3,652 万 5,000 円補正することによりまして、基金残高は 1 億 9,219 万 5,000 円となります。

19 款繰越金については、歳入歳出の調整額として 617 万 8,000 円を補正計上でございます。18 年度の繰越額は、繰越明許費繰越額 500 万円を除いて 4 億 1,094 万円となる見込みでございます。したがって、当初予算、補正予算及び今回の補正予算の計上額を除くと、2 億 8,753 万 5,000 円が今後の補正可能財源となる見込みでございます。

20 款 6 目雑入の都市対抗野球応援ツアー参加費の内訳は、臨時列車 1 人当たりの参加料として 8,000 円で 213 人分、「あけぼの」ゴロンとシートは 1 万円で 28 人分、「あけぼの」B 寝台は 1 万 5,000 円で 146 人分、航空機は 2 万 2,000 円で 98 人分、合計 485 人分の 633 万円でございます。

21 款市債については、第 2 表地方債の補正のとおりでございます。

8 ページをお開きください。歳出の 2 款 1 項 1 目 8 節報償費は、TDK 野球部への都市対抗野球出場激励金として 100 万円を計上してございます。

9 節旅費は、応援ツアーの随員職員 15 人分のものでございます。

12 節広告料は、都市対抗野球に関する新聞等広告料でございます。

13 節都市対抗野球応援ツアー業務委託料の内訳は、臨時列車 1 人当たり 1 万 6,000 円で 220 人分、「あけぼの」ゴロンとシートは 1 万 8,000 円で 30 人分、「あけぼの」B 寝台は 2 万 6,000 円で 150 人分、航空機は 3 万 3,000 円で 100 人分、合計 500 人分の 1,126 万円でございます。

募集については、8 月 1 日号の広報でお知らせし、8 月 5 日の日曜日からは各庁舎で申し込みを受け付けいたします。

募集人員は、TDK サービス旅行センターと協議し、現在確実に対応できる 430 人としております。今後、TDK の募集状況や、可能な限りの列車、航空機の座席の確保を図りながら、500 人の応援態勢で臨みたいと考えております。

なお、航空機の経費は、交渉の結果、1 人当たり 3 万 500 円となり、参加費は 2 万円となっております。

募集要項(案)を資料として配付しておりますので御参考にしてください。今回の補正予算は、8 月 27 日の第 1 回戦の応援経費でありますので、勝ち進んだ場合は予備費で対応させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長(竹内睦夫君) 次に、教育次長。

教育次長(小柳伸光君) それでは、同じく 8 ページ、10 款 3 項 5 目の仁賀保中学校建替事業費について補足説明いたします。

報償費に 12 万円ほど計上してございます。これは、基本設計検討委員会の委員を 10 名ほどと考えておりますが、その方々に対する報償費でございます。

需用費の食糧費につきましては、検討委員会のお茶代でございます。

それから、13 節の委託料、これは地質調査委託料を 330 万円計上してございますが、これは主にボーリング調査、20 メートルの 5 カ所を予定しております。それから、設計業務委託料でございま

す。これは、基本設計、実施設計の委託料として6,300万円ほどを計上してございます。

それから、工事請負費でございます。これは、造成面積約1万1,700平米で、切土と盛土が1万3,400立米とか、芝張り工、それから管理用道路の取り付け、主なものがそのような内容になっておりますけれども、それで4,000万円を計上しております。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第74号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑の通告がなされておりますので、順次発言を許します。なお、発言は自席で行ってください。初めに、16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 内容については今説明がされました。そこで、昨年よりも少しばかり応援ツアーの関係、多くなっているわけです。その内容は、恐らく昨年の実績に基づいての計上だと思っておりますので、ここの質問の内容に書いてありますけれども、昨年実施の内容をまずひとつ伺いたい。

その前段に、総務部長のほうにだと思うんですが、先ほど歳入の関係で、18年度決算について繰越額ということで4億1,094万円、そして、今後の補正可能額が2億8,753万5,000円という説明がされました。これは恐らく確定した額だと思うんです。そこで、この残の内容について、どういう方針を今現在持っておられるのか伺いたいと思います。

それから、3点目は、仁賀保中学校の建替事業費についてです。少し詳しく質問を書きませんが、細かい内容もありますが、よろしくお願ひしたいと思います。

3月19日に「仁賀保中学校建設に関する意見書」が私たちに配付されました。6月1日の広報にも意見書の概要が掲載されました。事業実施計画では、仁賀保中学校改築事業として19年度から22年度にかけて26億7,000万円が計画されています。今年度は、当初予算で、体育館耐力度調査委託料として130万円、造成工事測量設計委託料として270万円が計上されておりました。で、今回の補正予算計上を見ますと、予想した計画よりも早期に事業着手できることになったのかどうか、その点について伺いますし、議会にこれまでの経過について資料提出の説明を求めますということを行っています。簡単な経過についての説明はされていますが、それについてもう少し詳しく説明をいただきたい。

それから、基本設計検討委員会の構成と任務、さらに意見書をどう生かしていくのか、それらが庁内の中でどういう話し合いがされているのか、基本的な考え方を伺いたいと思います。

仁賀保中学校建替建設事業費についての3点目は、設計業務委託料として6,300万円の関連で、今の説明ですと、基本設計と実施設計ですというお話でした。当初予算で実施された体育館の耐力度調査についての結果がどのようになっているのか、それを受けて建設計画とどういう関係があるのか、伺いたいと思います。それから、基本設計をするに当たって、例えば象潟中学校の場合は、提案制度というか、英語で何ていうか、プロポーザル何とかというのをやっておりますけれども、提案制というふうに言わせていただきますが、そういうことを考えているのかどうか。

それから、校舎等の配置については、これは意見書等を見ますと、7案というか、7つの配置図が出されています。こういうものについて、中で、地域交流センターについて構想されているのが1

つあるわけです。で、象潟中学校を建てる際に、最終的に地域交流センターについては助成措置がないということで、建設がだめになった経過があるわけです。こういうを受けて、意見書というか、建設検討委員会でこういう案が出されたということは、どういう話し合いがされて、それに対して当局のほうからもどういう話が出されて、こういう結果になっているのか伺いたと思います。

それから、仁賀保中学校建替事業費についての5点目ですが、これは意見書の内容について伺いたいんですけども、学校図書館の視聴覚授業活用の是非について論じられています。いわゆる学校図書館を視聴覚の授業に即移行できるような、そういうスクリーンを設けるとか、あるいは、そういうふうに書いてあるんですが、そういうことについてどうなのか。それから、体育館を避難所

— これ避難所の「避」がうそ字になっていますから、訂正をお願いしたいと思います。「非難」でなくて「避ける」という意味ですから — 避難所として活用するときの構造設計についてどういう話し合いがされているのかどうか。それから、将来は共同調理場とする構想もあるようですので、建物についてどういう話し合いがされているのか、現在段階について伺いたしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前 10 時 19 分 休 憩

午前 10 時 19 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

16 番竹内議員。

16 番（竹内賢君） 仁賀保中学校建替事業建設費の事業費についての質問の中で、設計業務委託料「6,300 円」と言いましたけれども、「6,300 万円」の誤りですので、訂正をします。（該当箇所訂正済み）

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 初めに、繰越金について御説明申し上げます。

6 月定例会での市政報告では、決算見込みとして繰越金をおおよそ 3 億 7,500 万円と報告いたしましたが、総務常任委員会での議案説明の中で、会期中におけるその後の最新情報として、繰越明許費繰越額の 500 万円を含めた繰越額を約 4 億 1,500 万円と報告したところでございます。最終的な繰越金額には変更はございませんが、市政報告での金額はあくまでも年度末会計処理過程における財政サイドでのおおよそを予想した金額でございます。最新情報として提示した金額については、会計サイドでの会計処理を終えた後の最終結果をもとに申し上げたものでございます。したがって、お尋ねの予想を上回った内容ということについては、あくまでも歳入及び歳出の会計処理結果に基づく最終決定額であるということを御理解願いたいと思います。

また、残額の対処方針についてでございますが、今回の補正分を差し引いた今後の補正財源としては、先ほど申し上げましたとおり 2 億 8,753 万 5,000 円となりますが、今後の大型事業などを控え、財源確保についても懸念されることから、一部財政調整基金等への積み立てに充てることも検

討しているところでございます。

次に、都市対抗野球応援ツアーについての御説明を申し上げます。

応援ツアー参加料については、633万円と業務委託料1,126万円の内容について説明いたしますが、その前に、昨年の実績については、1回戦は、引率の職員を含め臨時列車106名、「あけぼの号」141名、航空機70名、合計317名の参加者で、ツアーの業務委託料としては663万1,000円、参加料は374万円でありました。また、2回戦につきましては、「あけぼの号」のみで募集した結果、引率の職員を含め100名の参加者で、ツアー委託料として225万7,000円、参加料は120万1,000円でありました。

昨年度は、予算の段階では、旧仁賀保町のツアー参加状況を勘案し、引率の職員を含め参加者500名、ツアー委託料として1,044万5,000円、参加料579万8,000円を計上いたしましたが、見込んだほどの参加者がございませんでした。しかし、今年度は、昨年TDK硬式野球部が見事全国制覇をなし遂げたことにより市民の皆さんの関心も非常に強く、現在まで応援ツアーに関する数多くの問い合わせが寄せられているところでございます。今回、1回戦の参加者については、昨年と同様に引率の職員を含め500名としたところでございます。

また、昨年度と比較した予算段階のツアー業務委託料の増加分81万5,000円、それに伴う参加料の増加分53万2,000円については、臨時列車の募集人員が20名減少したことにより、その分を参加費の高い「あけぼの号」に振りかえたことと、並びに航空運賃の値上げにより航空機の参加料を1万8,000円から2万円に引き上げたことによるものでございます。

したがって、今回の予算は、昨年の実績をすべて加味したものではございませんが、先ほど申し上げました状況を十分に勘案し、配慮いたしました結果、予算段階では昨年度1回戦とほぼ同様に、引率の職員を含めた参加者500名分の予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、仁賀保中学校建設事業費についてお答えいたします。

まず、これまでの経過ということですが、議員の皆様には配付しておりますが、「仁賀保中学校改築計画に係る経過について」という資料を配付してございます。

17年度に、山林8,336平米、それから原野が1,474平米、合計で9,810平米を用地購入してございます。それから、18年度に、8月31日でございますけれども、仁賀保中学校の先生方から建設に伴う意見書、要望書が教育委員会のほうに提出されております。それから、18年10月4日に仁賀保中学校建設検討委員会ということで15名の方々に委員委嘱いたしまして、4回にわたりましていろいろ協議をしていただいております。それで、3月1日に取りまとめた意見書が市のほうに提出されております。それから、19年度に入りまして、4月でしたけれども、県知事や県の教育長さんのほうに要望をお願いしに行くと、そういうことでございまして、この間、県教育庁の総務課の施設整備室のほうには職員が何回も出向きまして、国の情報等の情報収集に伺っております。それから、造成工事の測量設計ということで、5月23日から7月31日までの工期でございまして、株式会社国土測量設計さんのほうに業務委託をしております。それから、仁賀保中学校の体育館

の耐力度調査でございますが、これは8月31日までの工期でございますが、株式会社コスモス設計さんと業務委託をしております。

これまでの事業経過としてはそのとおりでございますけれども、今回、用地測量設計が終了することによりまして造成工事費が確定すること、また、国の補正や事業採択の決定があった場合に速やかに事業に着手できるように、基本設計、実施設計を完了することが必要でありまして、今回の補正をお願いしたものでございます。

それから、基本設計の検討委員会の構成と任務、意見書の基本的な考え方ということでございます。基本設計の検討委員会は10名で構成しようと考えてございます。委員の構成といたしましては、昨年度をお願いいたしました建設の検討委員会の方々、それから新たにPTAの役員になられたPTAの関係者、それから仁賀保中学校の先生とか釜ヶ台中学校の先生の方を予定してございます。また、県の営繕課の建築担当の職員の方にアドバイザーとしてお願いしたいと、そういうふうを考えております。

その委員会の任務でございますけれども、公募型指名プロポーザルを考えておりますので、それにより提出された技術提案につきまして、いろいろプレゼンテーションをやっていただきまして、審査、そして選考を行っていただきたいと。そして、選考後には、受託者と検討委員会によるワークショップ形式による基本設計の協議を3回ほど行いたいというふうに考えております。また、昨年度提出されました建設検討委員会の意見書でございますけれども、仁賀保中学校教職員の要望等も含めまして、内容を十分組み入れた形での提案を要件として参加者に提示したいというふうに考えております。

それから、当初予算で実施する体育館の耐力度調査の結果、そして基本設計に当たっての設計業者からの提案はどうするのかということでございますけれども、体育館の耐力度調査については、先ほど説明いたしましたとおりに、8月31日までの工期となっておりますので、結果についてはまだ出てきておりません。

また、設計業者からの提案制、プロポーザルですけれども、公募型指名プロポーザルで行いたいと考えております。このプロポーザル方式は、公募によって参加者を募集しまして、要件を満たした会社といえますか、方から技術提案書を提案していただきまして、その案に基づいて選考する方式でございます。業者の参加要件といたしましては、共同企業体での参加、それから1級建築士の人数、それから同じような業務等の実績等を考えております。

それから、地域交流センターについてのことでございますけれども、地域交流センターの助成措置につきましては、象潟中学校建築と同じく18年度で助成措置はなくなっておりますので、今回の仁賀保中学校建築につきましても、今のところは計画はしておりません。文部科学省から中学校施設整備の指針ということが出ているわけなんです、その中では地域と連携した施設整備を図ることが望ましいとされておりますが、最近、学校内での犯罪や事件が多発しているということもありますので、学校の安全管理面を勘案しながら、体育館や武道館、多目的ホールなど、地域住民が地域交流の場として学校施設を有効活用できるような方策が何かないかということで検討してまいりたいと思っております。



それから、学校図書館の件でございます。視聴覚授業活用の是非ということでございますが、最近、視聴覚教育メディアというものを分散して配置しています。要するに、各教室のほうに視聴覚教育のいろいろな機器が設置されるような方向になっております。これはコンピューター化が進んでいることと、視聴覚機器が小さくなって持ち運びが楽になったとか、プロジェクターなんかも大分小さくなっておりますけれども、そういうようなことで、各教室に分散する方向になっておりますので、今のところ図書館の視聴覚教育の場所としての使用については考えてございません。

ただ、学校図書館につきましては、生徒のさまざまな学習を支援する学習センター的な機能、それから必要な情報を収集して、生徒がその能力を育成するというようなことの機能もありますし、生徒がくつろいで自発的に読書を楽しむと、そういう場所でもございますので、そういうふう読書センター的な機能を重視したいというふうに考えております。

それから、体育館を避難所として活用するときの構造設計ということでございますが、当然災害発生時には生徒等の人命を守ることは当然でございますが、地域住民の応急的な避難場所としての役割も果たすことから、構造設計につきましては、各部材の応力度設計のほかに、建物の形状等の特性に対して耐震性を確認する新耐震設計基準に基づいての設計となります。

それから、将来は共同調理場とする構想はということでございますが、今回の仁賀保中学校建設の調理場は自校方式で考えております。ですから、将来的に共同調理場とする考えは今のところ持っておりません。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 1点目についてはわかりました。

2点目については、その他の方も質問されるようですので、そちらのほうに譲りたいと思います。都市対抗野球応援ツアーについてはです。

3点目の仁賀保中学校の建設事業についてですけれども、今のお話の中でかなりわかりましたけれども、あれですか、意見書をまず出されました、建設検討委員会からこのように出されました。それを今度は、庁内で恐らくかなりの論議がされていると思うんです。で、その上に立って、今予算に出されました基本設計検討委員会というふうに、今の予算が通ればつくられると思うんですけれども、これまでの論議というのは、今こういう論議が庁内でされていますと、重要な点について何点か、今の段階でもし知らせることができるものがありましたら、特徴的な点がありましたら伺いたいと思うんです。

というのは、今まで私たちも、例えばいろいろな形で議員の個々人の中で、仁賀保中学校の建設についてどういうふうになっているのか、あるいは意見を言う場所をどうしたらよいかということが話されているわけですよ、言われているんです。だから、そういうことを念頭に置いて、今、私が質問した内容になるわけです。

設計業務委託料の6,300万円については、国の関係とか、そういうふうに、できたときにすぐ即応できるような、そういう状態をつくるためにやるんだということでわかりました。

地域交流センターについてもわかりましたけれども、どういうふうに地域と連携をとった、保っ

た、連携を強くするような学校につくっていくかということは、これからの大きな課題だと思うんです。そういう面で、助成がなくなったからということだけではなくて、工夫がされるような方向性というものを見出すべきだというふうに私は思うんですけれども、その点についてもうちょっと、何ていうか、突っ込んだものがあれば伺いたいと思います。文部科学省のほうでも、助成措置はないようなんですけれども、そういう点については言及しているわけですから。

それから、体育館の耐力度調査です。体育館とかそういうのも新設になっているわけなんですけれども、新設する方向だと思うんですけれども、意見書を見ますと、例えば小体育館について残してほしいとか、将来的に使えるようにというふうにあるわけです。そういう面を含めての耐力度調査だと思うんですけれども、その点についてもう少し説明できればお願いしたいと思います。

学校図書館の視聴覚授業活用については、話を伺って、そのとおりだと思うんです。ただ、この意見書等を見ますと、視聴覚教育についても、例えば視聴覚室、コンピューター室、その内容について、エアコンとか、あるいは暗幕とか、プロジェクターの設置とかというふうに、視聴覚に訴えた授業ができるような施設整備を十分にしてもらいたいと、そういう意見が出ていますし、片方については、図書館については、視聴覚に訴えた授業がそのままその場所でするようにスクリーンや映写ができる機材を常備しておくために十分な広さの空間を取り入れるべきだと、そういう意見があるんです。これは意見ですから、取り上げて、どういう形のほうがいいかというのは、これは重複する内容になっているので、やっぱりきちんとした設計をしていくべきだと、そういうふうに考えますけれども、それらについて伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 提言書を出していただきました検討委員会からの提言の内容ということでございますけれども、仁賀保中学校改築の基本コンセプトと申しますか、そういうものが6つにわたって出されておりますので、当然この基本コンセプト的なものにつきましてはできるだけ取り入れてもらうように、この提言書もプロポーザルの参加業者の方には資料としてお渡しするつもりでありますので、十分にそういう6つのコンセプトは取り入れていかなければならないのではないかなというふうに考えております。

それから、2つ目の庁内でどういうところを重点的にということでございますけれども、特別にこういうところを重点として取り上げているということはありません。ただ、委員会の中で意見が2つに割れているところがございましたので、その辺をどうするかというようなことはありますが、まずこれは、かえってそのままプロのほうにお願いして、指導を得たほうがいいのかと、そういうことで、県の職員も委員会の方に参加してもらいますので、いろいろ指導をいただきたいと思っております。

それから、体育館のほうでございますけれども、これも設計屋さんのほうにいろいろお願いすることになると思いますが、小体育館を残すという考え方は今のところございません。

それから、視聴覚教育の件でございますけれども、先ほどお話しいたしましたとおり、各教室のほうにパソコンからのプレゼンテーションとか、それからプロジェクターを使ったような授業等が十分最近はできるようになっておりますので、そういうものに十分配慮したいというふうに考えて

おります。

学校開放につきましては、学校の中に、社会教育のほうの施設、あるいは福祉関係の施設、そういうものを建てる場合には、文科省のほうで補助するものがあるんですけども、いろいろ検討委員会の中で検討された結果、そこまで仁賀保中学校のほうに持たなくても、公民館とかそういう施設があるので、今のところそういう施設は必要ではないのではないかと、そういうふうな意見が出されておりますので、これまでのように、スポーツ少年団とか、あるいはPTAの活動とか、そういうものでの学校開放とかそういうものでいいのではないかと、そういうふうに考えております。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 私の理解不足というのがあるとすれば謝りますけれども、体育館の耐力度調査をやったという必要性というのは、まあ予算が通ってやっているわけですけども、どういう意味合いで耐力度調査をやったのかですね。その結果、例えば十分耐えられる — まあ例えば耐震性とか、予算、補助金をもらうために、何点以上、例えば5,000点以下なので、これはもう補助金の対象になるとかそういうことでやったのか、あるいは将来的にこれを使えると、したがって、それを例えば地域に開放するとか、それにやりますと、そういう形でやったのか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 耐力度調査につきましては、今おっしゃったように5,000点未満が国の補助金の対象になりますので、象潟中学校と比べても、同じぐらい老朽化しておりますので、当然5,000点未満で補助金をもらうための一つの調査ということに考えてほしいと思います。

【16番（竹内賢君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで16番竹内賢議員の質疑を終わります。

次に、4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 中学校建てかえ関係について、2点ばかり通告しておりましたけれども、さきの議員の質疑、あるいは答弁で大筋は理解いたしましたけれども、2点だけお伺いいたします。

1点目は、若干関連部分になると思いますけれども、御了承いただきたいと思います。

象潟中学校建設、引き続いて仁賀保中学校建設、こういってでございます。財源的にはほぼ同じぐらいの金額でございます。建設基金の造成についてお伺いしたいわけでございますけれども、象潟中学校の場合は、基金造成の期間も長かったわけでございますけれども、4億8,000万円程度の基金がございました。今回、仁中の場合は、まだ期間がありますけれども、現在2億円弱の基金でございます。これにつきましても、当然基金の造成も急ぐべきでないかと、こういうふうに思います。本年度の繰越金の充当可能額2億8,000万円というふうなお話がございましたけれども、この造成の時期についてどのように考えるのか、今年度あたりで基金造成するのか、あるいは来年度の当初あたりを計画するのか、その考え方を、基金造成の考え方を部長にお伺いしたいと思っております。

それから、もう一点でございます。基本設計の検討委員会、その構成と任務につきましては、ほぼ理解いたしましたけれども、これは私の聞き違いでないとすれば、業者からの提案については公

募型で行うというふうなこと、その公募型のプロポーザルについて基本設計検討委員会でも検討していただくと、まあ御意見をいただくといいですか、そういうふうには私は聞いたんですが、そういうふうには理解していいのかどうかと、これをお伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 仁賀保中学校の建設基金の積み立ての方向性についてでございますけれども、今現在、先ほど申し上げましたとおりの金額で1億9,000万円ほどでございます。今回の補正予算で、その財源確保のために起債として公立学校整備事業債を計画しております。ただし、この事業について、現在、合併特例債の事業の該当すべく国のほうに申請中でございます。もし、合併特例債が該当になれば、現在の基金で建設は可能かと考えておりますけれども、このまま合併特例債に該当にならないとなれば、ある程度金額の積み立て調整が必要になってくるのかと考えているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 先ほどの公募型指名プロポーザルの件でございますけれども、これは、それに出されました案を検討委員会のほうから審査といたしますか、選考していただくこととなります。それで選んでいただいて、その後に、その案についていろいろ検討を重ねて、実施設計までもっていくと。その間は、プレゼンテーションを行いまして、県の職員のいろいろな指導もいただくと、そういうことでございます。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで4番池田好隆議員の質疑を終わります。

次に、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 歳入歳出を分けて番号を打ちましたので、 が2つあるのは、歳入歳出それぞれというふうに見ていただきたいと思えます。

前の議員の質問に大分答えられておりますので、 の仁賀保中建設基金については、答弁を受けたとおりですから、ここは省略したいと思います。

8ページについてですが、前年度実績の数的なことはありましたのでわかりましたが、参加者の要望、あるいは、もっとこのようにしてもらいたいなどというようなことがあって、それが生かされているかと思うんですが、その内容について、もしありましたら、お尋ねします。

それから、次の検討委員会等についても、まずスケジュールも出ておりますので、いいわけですが、職員からの意見要望の提出が前年度の8月31日というふうになってはいますが、設計に生かすためには、それで打ち切りということではなくて、引き続き、状況によっては受け付けながら設計に生かしていくというふうには当然考えていると思うんですが、その点についてお尋ねをしますし、また、議会に対しては、基本設計ができるまでには、設計業者が入って詳しい説明を受け、それに対して議会としての意見も述べております。そういうことも当然考えられていると思うんですが、今のところ、いついつと言う段階でないと思えますが、その点十分考えているかどうかという点についてお尋ねします。

それから、 のタイムスケジュール、予算、支出見込みは資料を出してもらっているんで、これ

も質問は省略します。

地質調査委託、建設用地造成業者の選定方法、これは入札等の問題、いろいろ論議もされましたし、どのように考えているか、その点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 応援ツアーの参加者からの要望や課題等についての御質問でございますけれども、昨年度の応援ツアー後から現在まで、参加者から特別な御要望等は承ってございません。しかし、臨時列車については、どうしても首都圏へ行く場合、ダイヤの編成上どうにもならないことがございます。日中入れないという事情がありまして、試合時間が何時であっても、試合の前日、試合の当日の夜行列車での往復となります。この点についてはどうにかならないのかなというふうな話はされている経緯もございますけれども、御理解願いたいと思います。

また、昨年度初めて航空機を利用した応援ツアーを企画しましたところ、日帰りで参加できるということかと思えますけれども、思いのほか好評でございました。今年も引き続き、この企画も取り入れているところでございます。

今後、参加者からの応援ツアーに関する要望等がありましたら、できるだけ意向に沿うような形での要望内容の検討を図りながら、参加者の皆さんが行ってよかった、楽しかったと思えるような応援ツアーにしてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、仁賀保中学校の件でございますけれども、学校の先生方の意見を十分にということでございますが、当然、検討委員会の委員構成の中には学校の先生も入っているわけなんですけれども、できるだけ仁賀保中学校の先生や職員の皆さんからも意見や要望等をいただきたいと思っておりますので、逐次説明会を開きたいというふうに考えております。

また、議会につきましては、基本設計案が提示されました後に、設計者より、議員の皆さんに基本設計の内容等を説明する機会、そういうものをもちたいと考えております。

それから、地質調査と建設用地造成業者の選定方法でございますけれども、この選定方法につきましては、にかほ市建設工事請負者選定要綱というものがございまして、その要綱に基づきまして、指名審査会において選定を行いたいというふうに考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 質疑の通告に対する答弁はわかりましたが、ちょっと広げて、出された資料について、1点お尋ねしたいと思います。

仁賀保中学校改築計画概要という資料がありまして、それには学校概要があります。仁中、釜ヶ台中学校とありますが、実は、学級数の件でちょっとお尋ねしたいんですが、現在の基準でいくと、このようになっておりますが、秋田県の場合、中学校1年生は30人程度の1学級編制として教育が行き届きやすいようにしているわけです。国のほうは、まだ40人学級ということですが、将来、これが中学校2年、3年と拡大される可能性もあると思うわけです。可能性がなくとも、自治体独自の応援ということもないわけではないと思いますので、教室数のそういう幅がもたれた設計でなければいけないのではないかとということが1つ。これは、検討委員会でもあったと思うんですが、現在

の仁賀保中学校の教室というのは非常に狭いんです。その点についても当然配慮されていると思うんですが、その2点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 今回の仁賀保中学校、統合中学校の建設については、教室については、現在の県の少人数学習に対応できるような教室の数をつくっていく予定にしております。人数的には、今、3クラスで間に合うのですけれども、そういう少人数学習に対応できるように、4教室ずつつくっていただければいいかなというふうな考えは持っております。

議長（竹内睦夫君） 大きさ。 — 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 今の段階では、象潟中学校程度の教室の広さを考えております。

議長（竹内睦夫君） これで12番村上次郎議員の質疑を終わります。

ほかに議案第74号に対する質疑はございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第74号の質疑を終わります。

これから議案第74号に対する討論、採決を行います。

議案第74号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第74号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第4、議提第12号まちづくり交付金事業調査特別委員会設置に関する決議を議題とします。議提第12号について、3番市川雄次議員の説明を求めます。3番市川雄次議員。

【3番（市川雄次君）登壇】

3番（市川雄次君） 朗読させていただきます。

議提第12号まちづくり交付金事業調査特別委員会設置に関する決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年7月27日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にほか市議会議員市川雄次。賛成者、同じく山田明、同じく池田好隆、同じく菊地衛、同じく宮崎信一、同じく飯尾善紀。

内容についてです。

まちづくり交付金事業調査に関する決議。

地方自治法第 98 条第 1 項の規定により、次のとおりまちづくり交付金事業の事務に関する調査を行うものとする。

記。

1、調査事項、にかほ市金浦地区都市再生整備計画に関する事項。

2、特別委員会の設置。本調査は、地方自治法第 110 条及び委員会条例第 6 条の規定により委員 10 人で構成するまちづくり交付金事業調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3、調査権限。本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため地方自治法第 98 条第 1 項の権限をまちづくり交付金事業調査特別委員会に委任する。

4、調査期限。まちづくり交付金事業調査特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

以上です。

議長（竹内睦夫君） これから、議提第 12 号に対する質疑を行います。 — 22 番佐々木正己議員。

22 番（佐々木正己君） 提出者にお尋ねします。

結局、決議の 1 から 4 までのうちの 2 と 3 でやるということになるかと思いますが、条例をよく読んでみますと、98 条の 1 による特別委員会は、検査並びに閲覧、それから監査委員に監査結果の報告の請求ができるということで、2 項しかないわけで、どの程度 — これによりますと、委員会としての行政に対する突っ込んだ意見、具申、あるいは情報収集はできないというふうに私は思いますが、まず、その点の御見解をお聞かせください。

それと、どこまでもできるということになれば、100 条委員会でなければいけないので、この文面を見ますと、すべて調査というふうな字句になっているわけです。98 条の 1 になりますと、調査という言葉は一度も出てこない。条文はもとより、行政実例においても出てきません。検査という言葉になっておりますが、調査というと、いかにもすべて 100 条委員会の役割みたいな錯覚を起こしかねないんですが、調査という字は使うべきではないと思いますが、まず、この 2 点について伺います。

議長（竹内睦夫君） 市川雄次議員。

3 番（市川雄次君） お答えさせていただきます。

まず、後者のほうです。調査という言葉についてです。確かに、佐々木議員のおっしゃるとおりです。本来であれば、法律用語とすれば、検査という言葉を使うのが正しいのかもしれませんが、ここでは調査という言葉が一般的であろうということで、あえて — そのことについて、私本人も提案者としては検討させていただきました。ただ、検査という言葉が余りにも一般的ではないということで、調査という言葉を使わせていただいたと。

内容的には、本来、調査といえば、100 条という部分も考えられるんですが、調査権限等について明記することにより、この調査が検査の内容を含むものであると。というよりも、検査と同じ内容のものというふうに、98 条の第 1 項のものということで考えていただいてもいけるのではないかとということで、あえて一般的な語句である調査という言葉に落ち着いたというふうに思っております。

す。

その調査の内容なんです、委員会の権限といいたし、内容なんです、確かにおっしゃるとおり、どこまでできるのかということと、佐々木議員がおっしゃるように、それほど活動内容がないのではないかとありますが、確かに特別委員会においては、当局より出された書類及び計画書を検閲するというのが基本になるかと思えます。それ以上にすると、今度、監査委員の監査権のほうに入ってくると思いますので、そこまでは踏み込めないというふうには思っております。そこをダブルさせるわけにはいきませんので、そこら辺は当然注意しながら実施していかなければならないというふうには考えております。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 事業の期間に伴う特別委員会の性格なんです、110条の特別委員会の条文の中で、常設の特別委員会の設置はいかぬよということになっているわけです。今回の事業は、ここにもありますが、調査期限の4項にあります、検査が終了するまで閉会中も調査を行うことができるということになれば、普通は大体1期間、それから、あるいは2議会、せいぜい半年ぐらいかなというふうに、継続しても2回程度じゃないかと思うんですが、こうなりますと、この事業そのものが、ある程度長期的になれば、常設の特別委員会というふうにとられかねないんですが、この辺の御見解はいかがですか。

議長（竹内睦夫君） 市川雄次議員。

3番（市川雄次君） おっしゃるとおりに、常設の特別委員会はまず法律上できないということは、確かなことです。今回のこの委員会につきましては、当事業が、ここに書いてありますように、終了するまでというふうには考えておりますが、その期間も非常にあいまいであるということは一つありますが、できる限り、この調査を事業と並行した形で行うということを考えれば、この期間は、今、ここでは断定できないということではあります。ただ、その事業が終わり次第この委員会は消滅するというところを考えれば、常設のものではないというふうには言えるかと思えます。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 最後に伺いますが、全員協議会でこういった問題は報告を受けて、全員でその都度協議をしながら、ある程度議会の意思を当局に反映させるというような手法でも十分にいいと思うんですが、あえて98条委員会をつくってやらなければならない。さっき言ったように、逆に、やる幅はすごく狭まれて、狭いわけですね、逆に。当局は当局で、いや98条の委員会の性格だと、ここまでしか情報は出せないとか、あるいは今検討中だということになれば、逆に98条委員会の委員と、それから当局との間に変な摩擦が起こりかねないのではないかと懸念されるんです。

それが1つと、委員会の、これは内部の話になるかと思いますが、委員会を開催して、その後、残りの14人の議員に対してどのように情報を開示し、あるいは伝達していくのかというようなことまで考えているのかどうか、2点についてお伺いします。

議長（竹内睦夫君） 市川雄次議員。

3番（市川雄次君） それについては、議会運営委員会の中でも退出された後に話は出ております。どのような形で報告するかということで、定例会ごとにはまず報告はしなければならないだろ



うというようなことは、運営委員会の中で話は出ております。まずそのぐらいでした。

【22番（佐々木正己君）「返答ない、答弁ない。答弁漏れ。だから、全協でなくて、98条委員会を設置しなければならない、その理由です」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 市川雄次議員。

3番（市川雄次君） まず、今回の特別委員会を設置する最大のといいましょうか、大前提となった大義名分なんですが、このまちづくり交付金申請に基づくにかほ市金浦地区都市再生整備計画に関しては、それぞれ各常任委員会をまたぐ内容のものであると。例えば文化センターについては教育民生委員会、あるいは都市計画関係というか、まちづくりの部分については — 言葉をちょっと間違ったらすみませんけれども — 部分については、例えば産業建設とかというように、あるいは財政の部分については総務委員会だということで、それぞれ一つの事業が、多分に大枠の一つの事業が枝分かれているために、全体像が見づらいということで、一つの特別委員会で調査をする、検査をするということがいいのではないかというのが、まずこのお話の出発点だったと思います。ですので、その部分がまず大前提ですので、それ以上のものでもなければ、それ以下のものでもないということでございます。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 15番榊原均議員。

15番（榊原均君） 提出者にちょっと確認の意味で質問させていただきますがけれども、特別委員会を設置するということなんですけれども、どうもこの提案の中身について、特別委員会の性格がちょっとぼやけているような感じがするわけです。やはり特別委員会を設置する場合は、きちんと目的を明確にして、やはり特別委員会が、例えば最終的に報告書をきちんと出すのか、それと、やっぱり当局からいろいろな資料を求めます。事業内容については、特別委員会でその修正もきちんと求めていくのか、そのぐらいの強い権限を持ってこの特別委員会を設置してやろうとしているのか、その辺がちょっと明確でないんですよ。ですから、当局から資料をいただいて、それをただ検討するだけということであれば、先ほど22番議員が言ったように、全協でも十分対応できるのかなという部分がちょっと感じられるんですよ。ですから、特別委員会そのものを、私、否定するものではありませんけれども、もっときちんとした、はっきりした目的を持った形での設置を私はやるべきじゃないかなという感じがしますけれども、これからいくと、ちょっとその辺が明確でないのかなという感じを受けていますけれども、その辺どのように感じておられるのか、お答えいただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 市川雄次議員。

3番（市川雄次君） 特別委員会の委員会においては、最終的にはやっぱりきっちりした報告書は提出することになると思います。

ぼやっとしているからというんですが、その提案書のほうにも書かせていただきましたように、調査事項全体がまだ明確化されていないということもあります。どういう内容に基づいて行うかというのは、やはり法律の範囲内で特別委員会は実施されていくものというふうに思います。

ただ、どういう内容についてということ、今ここでは余り限定することなく、やっぱり委員会が発足した後の委員会運営に、ある意味ゆだねていかなきゃいけないのかなと。それも法律の範囲

内ということだと思います。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 20 番池田甚一議員。

20 番（池田甚一君） 特別委員会を設置することは違法でないんですけども、こういう議案に対する、あるいは政策に対する特別委員会というのは非常に珍しいと。もっとも、学者によってはもっともっとやるべきだという学者もいますけれども、実際の議会の場で、提案者の政策に対して初めから特別委員会を設置するという事は非常に珍しいことですし、私たちも経験がありませんので、今まで出たお二方の御質問も全く同感です。

わかりやすく言えば、これは、にかほ市金浦地区都市再生整備計画そのものに対して、もっともっと議会として議会独自の研究、勉強をして深めていこう、関心のある市民の期待に議会として沿うべき勉強をしていこうというのが趣旨じゃないんですか。特別、これは当然、執行部に対する資料提出、あるいはまた、いろいろなことでこれから当局に厄介になるはずですよ、これは、ですから、議会として独自の特別委員会を設置してまでこのことを、政策を勉強する必要性というものは、私は感じないと思います。いかがですか、この点。

議長（竹内睦夫君） 自己の意見でなく、質疑に限定して発言してください。

20 番（池田甚一君） 私の考えについていかがでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 市川雄次議員。

3 番（市川雄次君） 池田議員の考え方を否定するつもりはありません。ただ、今回の提案については、ぼやとしたものということか、あるいは、その事業の始まりからということに対して、何か、本来なら問題が起こってからというようなことの趣旨の御質問だったと思います。その部分については、それも否定するつもりはございません。

ただ、他の市町村の例を見ても、事業そのものに関して非常に、本来ならもう少し限定するべきところが、大きくまちづくりに対する特別委員会みたいなものは、ほかのところでもやっぱりつくっておりますので、それそのものが全体を、今回の提案が否定されるものではないというふうに私は思っております。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで提案者に対する質疑を終わります。

これから議提第 12 号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。22 番佐々木正己議員。

【22 番（佐々木正己君）登壇】

22 番（佐々木正己君） 先ほどの提案者に対する質問の中でも何点が申し上げましたが、98 条委員会でいろんな政策に対する議会の提案権とでも申しますか、いわばアドバイスですか、そういったのにはいささか無理があるというふうに思います。条文、あるいは行政実例をごらんになればよくわかることですが、大変に 98 条委員会は狭い。検査しかないんです。しかも、報告を徴して、それを検査すると。実地に対する事務検査は、これは許されないと。こういう実例が載っているわけで、となりますと、それが限度ですね。報告を受けて、それが果たしていいかどうか、正確

かどうか、そこが限度で、それ以上のことは、やりたくてもやれないのが98条委員会です。ですから、それをつくってまでやろうとしても、ほとんど実効性がないと、私は思いますので、全員協議会なり、そういったいろいろな報告の場で十分にやっていけるというふうに思いまして、本決議には反対いたします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。16番竹内賢議員。

【16番（竹内賢君）登壇】

16番（竹内賢君） 私は、賛成の討論に参加をしたいと思います。

理由は、いろんな経緯を経て、にかほ市になりました、合併をして。そして、にかほ市をこれからどうつくるか、そういう一番大きな事業計画が、このまちづくり交付金を利用しての、金浦地区に対するいろんな提案を見ますと、26項目、数十億円の膨大ないわゆる提案がされているわけです。その中から、どういう事業をつくっていくのか、これからのまちづくりに大きな影響があると思います。それに対して、議会が今までのような当局から報告を受ける、あるいは説明を受ける、そういうような — 言葉がちょっとあれですけども、消極的というか、そういうものでいいのかどうか。せっかくいろんな考え方の人が、にかほ市をつくらうというふうにとまとめた、合併の後のまちをつくるためには、議会としても市民の皆さんからも負託をされているわけですから、今までのような議会活動じゃなくて、そのまちづくり交付金事業に対して能動的な参加をしていくと、そういうものが必要だろうと。その一つの手段として、例えば今のこの事業そのものが、私たちの今の議会の3つの委員会にまたがっています。したがって、その意味からいっても、特別委員会をつくる理由はあるだろうと。

それから、もう一つは、議会閉会中にそういう活動ができる保障が、特別委員会をつくることによってできるだろうと、そういうふうに思います。

当局と対立するんじゃないで、当局は当局で一生懸命やるわけですから、議会もそれに対して、能動的に積極的にいろんな形で調査をし、あるいは勉強し、そして検査をし、そして自分たちも議会閉会中にいろんなところをやっぱり — いろんなところというか、できる範囲内のところをやっぱり見て歩くとか、そういうふうにして、能動的に私たち自身もやっぱり確立をしていく、そういうことがこれからのまちづくりに必要だろうと。そういう意味で、議会の活性化のためにも、ぜひやっぱりつくるべきだというふうに思って、賛成をしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議提第12号の討論を終わります。

これより議提第12号を採決します。この採決は起立によって行います。3番市川雄次議員ほか5人から提出されました議提第12号まちづくり交付金事業調査特別委員会設置に関する決議は、原

案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数でございます。したがって、市川雄次議員ほか5人から提出の議提第12号まちづくり交付金事業調査特別委員会設置に関する決議は原案のとおり可決されました。暫時休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時48分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、次のとおり指名します。

7番佐々木正明議員、11番佐々木弘志議員、14番佐々木清勝議員、9番伊藤知議員、16番竹内賢議員、17番佐藤元議員、2番佐々木正勝議員、10番加藤照美議員、19番佐々木平嗣議員、23番山田明議員、以上の10名です。

まちづくり交付金事業調査特別委員会は、ただいまのところ「正副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において特別委員会を招集します。

正副委員長を互選して報告願います。それでは、ただいまの10名は別室で正副委員長を互選して報告してください。

暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

午前11時59分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり交付金事業調査特別委員会の委員長には16番竹内賢議員、副委員長には2番佐々木正勝議員を選任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成19年第5回にかほ市議会臨時会を閉会します。

午後12時00分 閉会